

平成 27 年度 税金などの納期限一覧

| | 町・県民税 | 固定資産税 都市計画税 | 国民健康 保険税 | 軽自動車税 | 水道使用料 下水道使用料 | 留守家庭児童 保育所入所料、 保育料、 幼稚園授業料 (※) | 介護保険料 | 後期高齢者医療 保険料 | 合計 |
|-----|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------------|--|----------------------|----------------------|----|
| | 税務課 979-8109 | 税務課 979-8108 | 税務課 979-8109 | | 上下水道課 979-8120 | 子育て支援課 979-8128 | 福祉課 979-8126 | 住民課 979-8111 | |
| 4月 | | | | | 3月検針分 4/30 (木) 円 | 4月分 4/30 (木) 円 | 1期 4/30 (木) 円 | | 円 |
| 5月 | | 1期 6/1 (月) 円 | | 全期 6/1 (月) 円 | 4月検針分 6/1 (月) 円 | 5月分 6/1 (月) 円 | | | 円 |
| 6月 | 1期 6/30 (火) 円 | | | | 5月検針分 6/30 (火) 円 | 6月分 6/30 (火) 円 | 2期 6/30 (火) 円 | | 円 |
| 7月 | | 2期 7/31 (金) 円 | 1期 7/31 (金) 円 | | 6月検針分 7/31 (金) 円 | 7月分 7/31 (金) 円 | | | 円 |
| 8月 | 2期 8/31 (月) 円 | | 2期 8/31 (月) 円 | | 7月検針分 8/31 (月) 円 | 8月分 8/31 (月) 円 | 3期 8/31 (月) 円 | 1期 8/31 (月) 円 | 円 |
| 9月 | | | 3期 9/30 (水) 円 | | 8月検針分 9/30 (水) 円 | 9月分 9/30 (水) 円 | | 2期 9/30 (水) 円 | 円 |
| 10月 | 3期 11/2 (月) 円 | | 4期 11/2 (月) 円 | | 9月検針分 11/2 (月) 円 | 10月分 11/2 (月) 円 | 4期 11/2 (月) 円 | 3期 11/2 (月) 円 | 円 |
| 11月 | | 3期 11/30 (月) 円 | 5期 11/30 (月) 円 | | 10月検針分 11/30 (月) 円 | 11月分 11/30 (月) 円 | | 4期 11/30 (月) 円 | 円 |
| 12月 | | | 6期 12/25 (金) 円 | | 11月検針分 1/4 (月) 円 | 12月分 12/25 (金) 円 | 5期 12/25 (金) 円 | 5期 1/4 (月) 円 | 円 |
| 1月 | 4期 2/1 (月) 円 | | 7期 2/1 (月) 円 | | 12月検針分 2/1 (月) 円 | 1月分 2/1 (月) 円 | | 6期 2/1 (月) 円 | 円 |
| 2月 | | 4期 2/29 (月) 円 | 8期 2/29 (月) 円 | | 1月検針分 2/29 (月) 円 | 2月分 2/29 (月) 円 | 6期 2/29 (月) 円 | 7期 2/29 (月) 円 | 円 |
| 3月 | | | | | 2月検針分 3/25 (金) 円 | 3月分 3/25 (金) 円 | | 8期 3/31 (木) 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

平成 27 年度

税金などの納期限のお知らせ



平成 27 年度の税金などの納期限をお知らせします。納期限日が、土曜日・日曜日・祝日の場合は翌日の平日となります。納期限一覧は次ページでご確認ください。広報から取り出してご利用ください。

納付は口座振替が便利です

平日は、仕事で忙しい人や、不在がちの人などに納め忘れがなく便利な口座振替をお勧めします。

口座振替の申し込みにより、指定した預金口座から自動的に払い込まれるので、納期のたびに金融機関や役場に納めに行く必要がありません。口座にお金が入っていれば納め忘れがなく、直接現金を扱わないため安心です。

○手続き方法

「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳・金融機関届出印を持参し、口座振替できる金融機関へ直接お申し込みください。

「口座振替依頼書」は役場、町内金融機関窓口にあります。町外の人は送付しますので、税務課へご連絡ください。

注意事項／口座引き落としの手続きは振替を希望する納期限の1か月前までにお申し込みください。残高不足などで振替ができなかった場合の再振替は行いません。振替ができなかった場合は、役場か金融機関でお支払いください。

○変更などがあった場合

納税・納入義務者の死亡、婚姻・離婚などで氏が変わった、相続などで名義変更を行った、国民健康保険加入している世帯で世帯主が変わったなどの変更があった場合は、変更・解約の手続きが必要です。

「口座振替依頼書」に変更事項を記入し、指定金融機関に直接お申し込みください。



口座振替の人は各納期限の前日までに残高の確認をお願いします。

問合せ先／税務課 (979-8107)